

中央公害審に調停申請

新認定患者の補償問題 チツソが単独で

水俣病新認定患者十八人(船主十六人、船員二人)との補償問題について、チツソ(船員社)は、二十四日、公害紛争処理法第二十六条に基づき、中央公害審査会(小沢文雄会長)に調停の申請を出した。同会には紛争当事者のどちらか一方からでも申請できることになっており、これにより新認定患者とチツソとの補償交渉は、新しい局面を迎えることになった。

「無視された」と患者側

チツソは調停申請の理由を「新認定患者は四十六年八月七日付けの環境庁事務官通知に基づき、船員、内務などの救済をお願いしたので、同通知にもあるように、補償とは関係なく、従来の水俣病の認定と異なった有様からなされてきた。このためチツソとして、患者側からの補償申し入れに対し、いかにすべきか手がかりを得るた。加本、鹿見島両側にも、新認定の船員、内務などの救済をお願いした。しかし同通知は今回の認定は、公費投費救済法適用という行政処分にすぎないので、これを問はずべきものではないという意見だ。チツソが調停申請の理由の中で、このため今回のチツソの一方的調停申請に患者側がどのような態度で応ずるか注目される。

審査会では「手続的に整っていない。早ければ二十五日にも委員会を開いて、取り扱い方を決めることになろう」と言っている。チツソ・中村治文庶務部長の話、早期調停解決を願って調停申請を出した。これは補償責任を認めよう、その具体的方法について審査会に調停をお願したもので、早期調停解決にはいかなる方法も思っている。患者さん側も同調していたらいいが、これがいい方法だ。

川本雄夫さん(船主)の話、私たちは公害審の機能そのものをよく知らない。たとえば調停の場合、それに従わなければならないのだから、従わなければ罰則があるのだから、チツソだけそれを知りながら申請するのは一方的だと思つ、それにこれまで三回の補償交渉で、チツソはそれらの話し合いの延長として公害審に預けたいと言っていた。そのことからすれば、当然患者に話があつてしかるべきだろう。患者を無視した真意はわからない。全く患者不在の申請だと、言わざるを得ない。公害審に申請するかどうかなどは、患者間ですら合っていない。

新認定患者 1人が申請
チツソは二十四日、水俣病新認定患者十八人(船主十六人、船員二人)の補償解決を中央公害審査会にゆだねるための申請手続きをとつたが、同日水俣病の新認定患者の一人が同審査会へ申請し、チツソと同一歩調をとることを決断した。

この人は昨年八月十九日認定申請をして、ことし十月六日、県から公害被害者救済に「新認定された」と言っている。これに対し、すわり込みを続けたい。審査会に解決を願う。審査会に「審査会に解決を願う」と言っている。審査会に「審査会に解決を願う」と言っている。

審査会に「審査会に解決を願う」と言っている。審査会に「審査会に解決を願う」と言っている。審査会に「審査会に解決を願う」と言っている。

審査会に「審査会に解決を願う」と言っている。審査会に「審査会に解決を願う」と言っている。審査会に「審査会に解決を願う」と言っている。